

静岡県子ども読書活動推進計画  
— 第二次中期計画 —

平成 26 年 3 月  
静岡県教育委員会

## はじめに

読書は、子どもにとって、豊かな情操を養い確かな学力を育む上で、とても大切な活動です。学習指導要領には学校図書館の活用と読書活動の充実が明記され、学校現場においても読書の重要性が改めて評価されています。これからの時代、子どもたちが自らの意思と判断で人生をより豊かに生きていくためには、本を通して自分と向き合う読書体験が大変重要であると考えられます。

静岡県教育委員会では、「読書県しずおか」の構築を目指し、平成 16 年 1 月に「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。平成 20 年 2 月には「後期計画」に改定、平成 23 年には「第二次計画」策定と、読書活動推進計画の策定と見直しを図り、「本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合 80% 以上」を達成目標に掲げてこの 10 年間取り組んで参りました。

これまでの成果としては、市町における「子ども読書活動推進計画」策定率 97.1%（100%の 3 県に次ぐ全国第 4 位）、小・中学校における全校で取り組む読書活動実施率 100%、公立図書館における子ども一人あたりの児童図書蔵書冊数 8 冊以上等が上げられます。その一方で、学校司書等の配置や図書標準の達成等、財源を伴う目標については課題も浮き彫りとなっております。

この第二次中期計画では、これまでの基本的方針や現状・課題を踏まえつつ、家庭・地域・学校等が連携を図り、社会全体で読書推進に取り組んでいくための施策の方向についてまとめました。特に、親から子へ、世代を超えて読書の楽しみを伝達していく親子読書の視点を追加し、学校における子どもの読書活動の推進について、読書の質の向上を目指して、具体的施策を盛り込みました。

今後、この計画に基づき、市町や関係諸機関・団体等との連携をさらに推進して参ります。そして、子どもだけではなく県民一人一人が生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立していく、「読書県しずおか」の構築を図ってまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた県民の皆様、市町所管部局及び関係諸機関・団体に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

静岡県教育委員会  
教育長 安倍 徹

## 目 次

第1章 基本的な考え方	4
1 計画の目的	4
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の基本方針	6
計画の体系図	8
第2章 施策の方向性	9
1 家庭における子どもの読書活動の推進	9
(1) 保護者に対する理解の促進	9
(2) 関係課・機関、民間団体等との連携	10
2 地域における子どもの読書活動の推進	11
(1) 公立図書館の整備・充実	12
(2) 幼稚園・保育所等とその他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実	16
(3) 地域における子どもの読書推進活動等への支援	17
3 学校における子どもの読書活動の推進	19
(1) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	20
(2) 学校図書館等の機能の強化	25
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	30
(1) 公立図書館間の連携	30
(2) 学校図書館と公立図書館の連携	31
(3) その他関係機関と学校図書館・公立図書館の連携	32
5 普及啓発・広報等の推進	33
(1) 情報の収集・提供の充実	33
(2) 「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等における普及啓発・広報の推進	34
6 推進・支援体制の整備等	36
(1) 県における推進・支援体制の整備	36
(2) 出版、書籍販売業界等との連携	37

(3) マスコミ等との連携	38
(4) 施策の実施に向けて	39
第3章 重点的な取組	40
1 家庭における子どもの読書活動の推進	40
2 地域における子どもの読書活動の推進	40
3 学校における子どもの読書活動の推進	41
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	43
5 普及啓発・広報等の推進	43
6 推進・支援体制の整備等	44
努力目標（数値目標）一覧	45
参考資料	
1 文字・活字文化振興法	47
2 子どもの読書活動の推進に関するもの	47
(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律	47
(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）	48
3 公立図書館に関するもの	57
(1) ユネスコ公共図書館宣言	57
(2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準	58
4 学校図書館に関するもの	62
(1) 学校図書館法	62
(2) 学校図書館図書標準算定表	62
(3) 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項	62
5 平成25年度静岡県読書活動推進会議委員	66

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画の目的

読書は、その本の世界を、活字を媒介として自分自身の力で心の中に描き出す活動とされています。この読書ならではの活動を通じて、子どもたちは言葉を学び、知識を増やし、読解力を身につけ、想像力を豊かにしていきます。

これからの知識基盤社会の中では、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力と、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などが必要とされます。これらは学習指導要領で言う「生きる力<sup>1</sup>」の中にも挙げられています。また、高齢化社会を背景に、長い人生をよりよく生きるための「自己啓発力」も求められています。

子どもの頃からの読書習慣の確立は、こうした力を育んでいく有効な手段の一つです。

静岡県における子ども読書活動の推進については、平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定、平成23年3月「第二次計画」策定）や、静岡県読書活動推進会議の協議に基づいて施策を展開してきました。

この成果や課題を踏まえ、以下に掲げる「計画の性格」「計画の期間」「計画の基本方針」により、「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）」（以下「推進計画」という。）を策定するものです。

今回の中期計画においては、学校における読書活動の質の向上を中心に見直しました。学習指導要領の改訂に伴い、読書活動や図書館活用の重要性が改めて見直されています。児童生徒の知的活動を増進し、読解力を向上させ、探究心を育成し、人間形成や情操を養うためにも、成長過程に応じた「読書環境の整備」、「読書機会の提供」、「読書活動の啓発」等の施策に取り組む必要があります。読書の質の向上を通じて、児童生徒が自主的に読書に親しむ習慣の確立を目指します。

## 2 計画の性格

### (1) 法に基づくものです

この推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）<sup>2</sup>」（以下「法」という。）第9条の規定に基づき策定するものです。また、法第8条の規定により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基

---

<sup>1</sup> 生きる力：

第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力。その後の一連の教育改革はこの言葉をキーワードとして展開しており、平成23年度から全面実施される、新しい学習指導要領においても、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指している。

<sup>2</sup> 子どもの読書活動の推進に関する法律：

平成13年12月12日公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律。巻末の参考資料参照。

本的な計画<sup>3</sup>」（以下「国の基本計画」という。）を基にしつつ、これまでの「静岡県子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」）の進捗状況や他の計画等を踏まえたものです。

## **(2) 静岡県の「有徳の人」育成と結びつくものです**

推進計画は、県の総合計画<sup>4</sup>「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」や県の教育振興基本計画<sup>5</sup>にいう「有徳の人<sup>6</sup>」を育成するための具体的な実施プログラムの一つとなるものです。

## **(3) 市町の推進計画の指針となるものです**

推進計画は、国の基本計画とともに、県内の各市町が策定した「子ども読書活動推進計画」の見直しをする際の指針となるものです。

## **3 計画の期間**

推進計画は、第一次計画の成果と課題を踏まえ、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を見通した、本県の読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

また、平成 29 年度末を目途に、計画の進捗状況を踏まえて見直しを図ります。

---

### **<sup>3</sup> 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画：**

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたものです。平成 14 年 8 月「第一次基本計画」、平成 20 年 3 月「第二次基本計画」、平成 25 年 5 月「第三次基本計画」策定。巻末の参考資料参照。

### **<sup>4</sup> 県の総合計画：**

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」として、平成 23 年 2 月に策定された。基本構想と基本計画で構成され、基本構想では、平成 22 年度からおおむね 10 年間で想定し、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を基本理念として掲げ、本県が目指す姿を描いている。基本計画では、基本構想の実現に向けた今後の 4 年間（平成 26 年度から 29 年度まで）における具体的な取組が示されている。

### **<sup>5</sup> 県の教育振興基本計画：**

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法に基づき、本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成 23 年 3 月に策定された。この計画では、基本目標として「『有徳の人』の育成」を掲げ、県民一人一人が、①いつでも、誰でも、どこでも学び続け、②それぞれの学びを、互いに支えあい、高めあい、③その成果を、家庭、学校、職場や地域などの生活の場で発揮する地域づくりを目指している。

### **<sup>6</sup> 有徳の人：**

理想の学校教育具現化委員会からの提言「理想の学校教育の実現を目指して」（平成 20 年 10 月）に示された目指すべき人間像。静岡県教育振興基本計画において、「有徳の人」は、①自らの資質・能力を伸ばし、個人として自立した人、②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切に人、③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人として示されている。

## 4 計画の基本方針

県内全ての子ども<sup>7</sup>が自主的に読書活動を行うことにより、ひいては、県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築を図ります。

そのため、以下に述べるような、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます。

### (1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身に付けていく上で大切です。そして、それは心のこもった本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

ア 親子のふれあいを重視した取組の支援・普及啓発を図ります。

イ 公立図書館(図書館法<sup>8</sup>第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)等、身近な地域の読書環境の整備を支援します。

### (2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身に付け、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望めます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることにもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

ア 学校全体での読書習慣づくりと学校図書館を活用した学習活動に取り組む推進体制を整備します。

イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。

ウ 家庭・学校の読書活動を支援する公立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。

エ 地域で子どもを育む取組の中で、読書に親しむ活動を奨励します。

### (3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営んでいく上で、私たちは誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有効な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝

<sup>7</sup> 子ども：本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

<sup>8</sup> 図書館法：日本の図書館の設置・運営について定めた法律。昭和25年に公布され、平成20年に改正された。

えていくことが望まれます。

ア 大人自身の読書活動の啓発と読書環境の整備に努めます。

イ 親子読書<sup>9</sup>など、家庭での読書活動を促進します。

ウ 地域における読書推進活動への参加を働きかけます。

こうした取組を通じた子どもの自主的な読書活動の達成目標として、「**本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合 80%以上**」を目標として掲げます。

#### 【推進計画全体の達成目標】

目標項目	数値 (H29)	実績
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	80%	小 73.3% 中 69.7% 高 64.6% 特 69.1% (H24 年度)

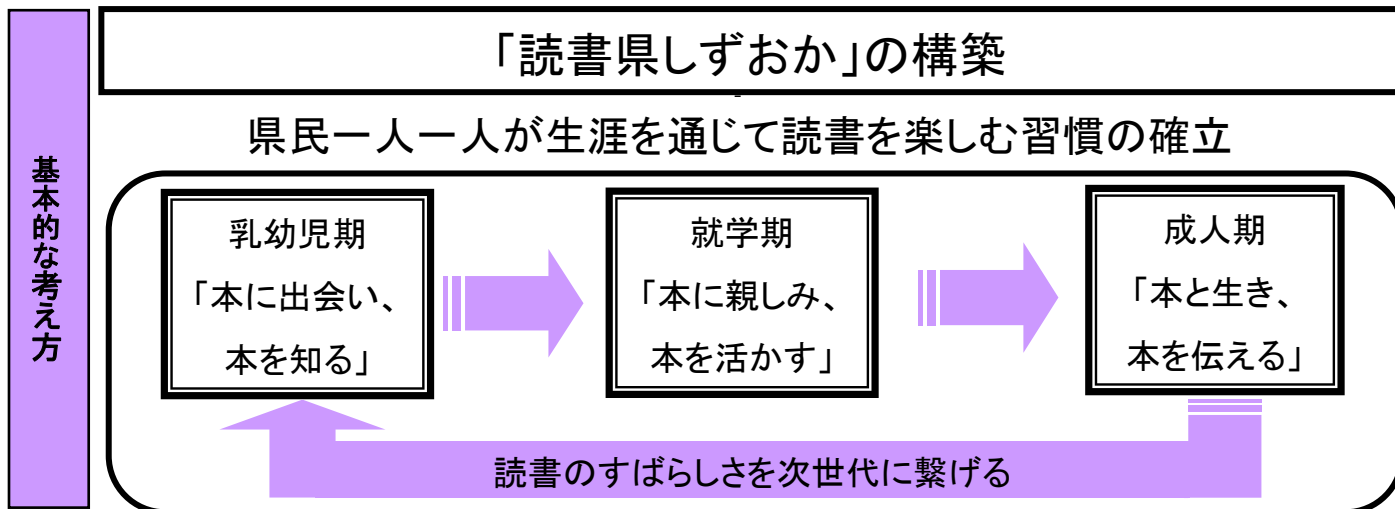
---

<sup>9</sup> 親子読書：静岡県では、親子（家族）のふれあいを通して、読書の素晴らしさを次世代に繋げていく読書活動を、「親子読書」と捉えている。

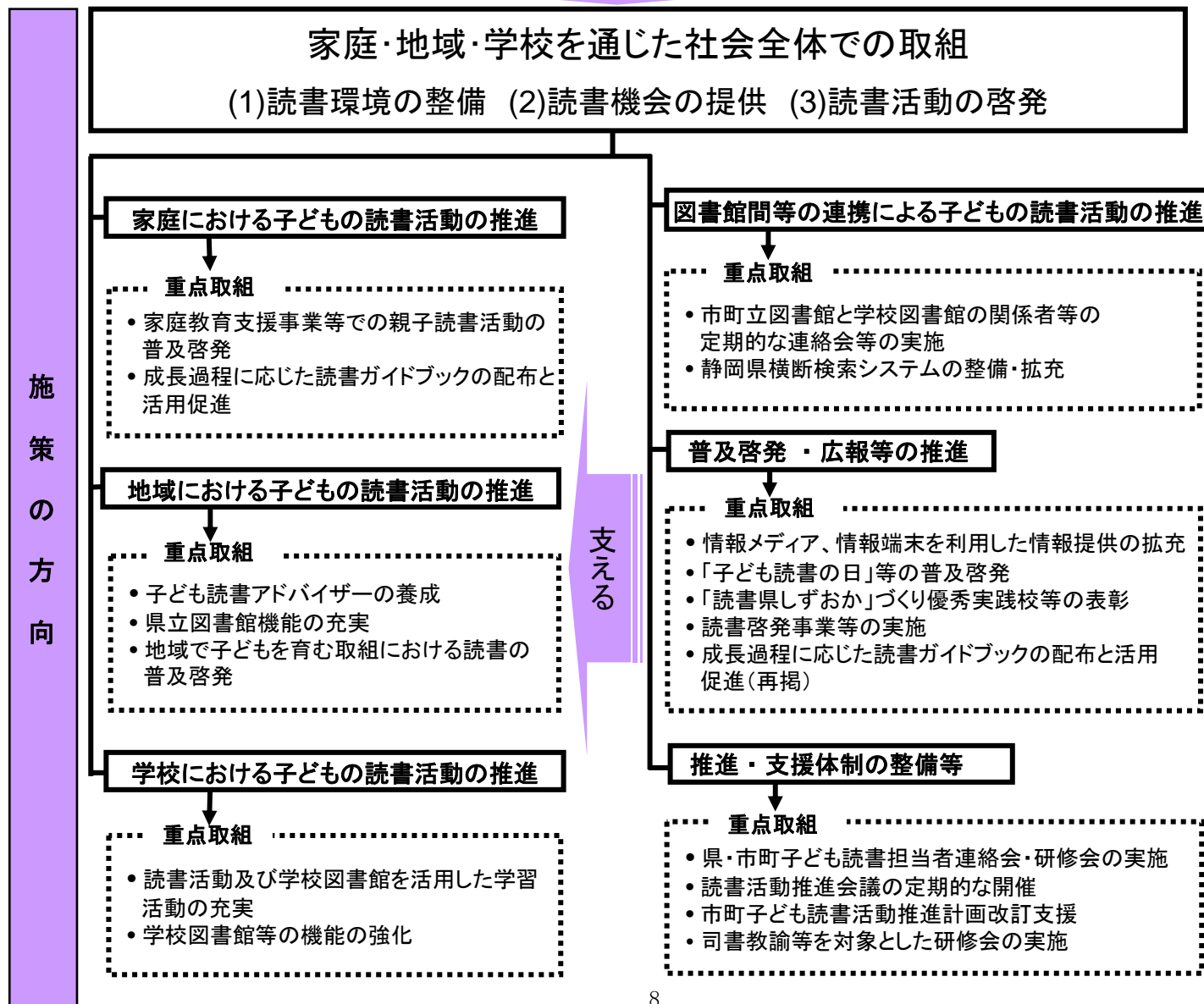


# 静岡県子ども読書活動推進計画の体系

(第二次中期計画)



実現に向けて



## 第2章 施策の方向性

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

各家庭において、読み聞かせ等、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、保護者によって日常的になされていくことを目指します。また、親子読書など、親子（家族）のふれあいを大切にしたい読書活動が、各家庭で営まれることを推奨します。

そのために、家庭で読書に親しむことの重要性を、様々な機会を通じて県民に働きかけます。また、保護者が気軽に本と関わることのできる環境を整えます。

#### (1) 保護者に対する理解の促進

##### <現状>

- ・ 保護者の就業形態の多様化、塾や習い事に関わる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。
- ・ 電子書籍やケータイ小説等、電子媒体による新たな読書環境が広がりつつあります。
- ・ 多くの市町で、ブックスタート活動<sup>10</sup>等、家庭における読書活動の啓発が図られています。
- ・ 地域の公立図書館や公民館等では、親子で参加できるおはなし会等が開催され、多くの参加者が見られます。
- ・ 県では、家庭での読書活動推進を支援するため、小学生から読書に親しむための読書ガイドブック『本とともにだち（小学生版）』を平成18年度から作成し、県内全ての小学校1年生に配布しています。また、平成24年度からは新生児を対象としたブックリスト『本とともにだち（あかちゃん版）』を作成し、市町母子保健主管課を通じ、母子健康手帳配布時等に配布しています。

##### <課題>

- ・ ブックスタート活動等で配布や紹介された本が、各家庭で一層活用されていくよう働きかけていく必要があります。

---

<sup>10</sup> ブックスタート活動：

赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診等に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。平成4年（1992年）に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。県内では、平成26年2月現在で、27市町において実施している。この他に、類似の方法で7市町が取り組んでいる。

## 〈施策の方向〉

### ア 保護者が集まる機会での理解の促進

- ・ 親子が集まるイベント、PTA・保護者会等を通じて、読書や読み聞かせ・語りの重要性についての理解を促進し、家庭で親子読書の時間が設けられるよう働きかけます。
- ・ 各市町で実施しているブックスタート等の読書啓発活動が、一層充実するよう働きかけます。

### イ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布

- ・ 県内の子どもが興味を持って活用するとともに、保護者や、子どもの読書活動関係者の参考となる読書ガイドブック（ブックリスト）『本とともだち』とその活用手引書を作成し、適切な時期に配布します。
- ・ 『本とともだち（小学生版）』に「親子読書のすすめ」のページを設け、各家庭において、親などの年長者と子どもと一緒に読書を楽しむことを推奨します。

### ウ おはなし会等を通じての理解の促進

地域の公立図書館、児童館、公民館等で行われる、親子で参加できる読み聞かせやおはなし会等を通じて、親子読書の推進が図られるよう働きかけます。

### エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、公立図書館、特別支援学校、福祉施設等の図書資料等の整備を促すとともに、障害のある子どもの家庭に対してその利用を積極的に広報するよう働きかけます。

## (2) 関係課・機関、民間団体等との連携

### 〈現状〉

- ・ 乳幼児の定期健診等の機会を利用して実施しているブックスタート活動など、首長部局やボランティアとの協働による取組が、平成26年2月時点で県内35市町中34市町（97%）で実施されています。
- ・ マスコミを中心とした民間企業や各種団体等において、親子読書の重要性を啓発するような取組が、独自に展開されています。

### 〈課題〉

- ・ 家庭における読書活動の啓発に関する取組について、教育委員会と首長部局との連携、行政と民間団体等との連携や協働は、まだまだ不十分です。

## 〈施策の方向〉

### ア 公共施設における読書環境の整備

公民館、児童館や地域子育て支援拠点<sup>11</sup>等、親子が集まる公共施設の一面に絵本等を配架し、親子で読書を楽しむことができるスペースが充実するよう呼びかけます。

### イ 情報の共有化と効果的な広報

関係課・機関や民間団体等が有する「家庭における読書活動の推進」に資する情報を共有し、両者が連携して効果的な広報に努めます。

### ウ マスコミを通じた理解の促進

テレビ・ラジオ番組、新聞等マスコミを通じて、家庭における読書や読み聞かせの事例紹介や、その重要性について理解を促進します。

### エ 在住外国人支援の関係機関・民間団体との連携

在住外国人支援の関係機関・民間団体等と連携して、各家庭に読書の重要性を呼びかけます。

## 【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値 (H29)	実績
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	80%	小 65.3% 中 55.8% 高 40.8% 特 54.1% (H24年度)

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、子どもが学校外で本と出会い、読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。

また、地域の読書活動推進・青少年健全育成等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関でも、様々な読書に関する取組を通じ、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を期待されています。

これらを踏まえ、子どもたちにとって、「身近に感じる利用しやすい施設」と

<sup>11</sup> 地域子育て支援拠点：

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、乳幼児とその保護者の交流の場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている施設。

「気軽に読書とふれあえる機会」が多くある地域づくりを目指します。

そのために、関係団体・機関における子どもの読書関連事業の充実が図られるよう働きかけるとともに、公立図書館等との連携を図って、地域における読書環境の充実に努めます。

## (1) 公立図書館の整備・充実

### <現状>

- ・ 本県における公立図書館の設置率は、平成 19 年 4 月には 85.7%（42 市町中 36 市町）だったものが、平成 25 年 4 月には 97.1%（35 市町中 34 市町）となりました（全国平均 75.0%（「日本の図書館 2013」より））。
- ・ 県内の市町立図書館の個人への総貸出資料数は、平成 18 年度実績では約 2 千万冊（うち児童図書の貸出は約 30%）だったものが、平成 24 年度実績では約 2 千 2 百万冊（うち児童図書の貸出は約 34%）となりました。
- ・ 平成 25 年 4 月現在、インターネット上で県立中央図書館と 31 市町の各図書館の蔵書検索が可能です。また、「おうだんくんサーチ<sup>12</sup>」で横断検索できる図書館は、平成 19 年 4 月には大学図書館や市町立図書館の地域館・分館等も含め 79 館だったものが、平成 25 年 4 月現在で 99 館となりました。
- ・ 公民館図書室等も含めた専任職員の割合は、平成 18 年度実績では約 42%、その中で司書<sup>13</sup>有資格者は約 41%だったものが、平成 24 年度実績では、それぞれ約 31%、約 45%となりました。ここ数年間、専任職員の割合は減少傾向が続いています。

### <課題>

- ・ 県内の市町立図書館の設置率向上の背景には、市町村合併の進展による自治体数の減少も影響しています。県内全ての地域の子どもたちが十分な図書館サービスを受けるために、引き続き分館等の設置を含む環境の整備に取り組む必要があります。
- ・ 全ての市町立図書館の資料がインターネット上で検索できるよう、一層整備を進めていくことが必要です。
- ・ 子どもの読書活動を支援していくためには、図書の充実とともに、その支援にあたる専門的な知識・技術を持った職員の適切な配置や養成を引き続き図っていく必要があります。

---

<sup>12</sup> おうだんくんサーチ：

静岡県の横断検索システムの名称。横断検索システムとは、各図書館がインターネットに公開している蔵書検索システムを通じて、複数の図書館が所蔵する資料をまとめて一度に検索できるシステムのこと。平成 16 年 3 月より稼働した「静岡県横断検索システム」（愛称「おうだんくん」）が、平成 22 年 5 月のシステム更新に伴い、より安定化、高速化した「おうだんくんサーチ」にリニューアルされた。

<sup>13</sup> 司書：図書館法第 4 条の規定に基づいて図書館に置かれる専門職員。

## 〈施策の方向〉

### ア 市町立図書館等の整備・充実

#### (ア) 図書館の設置等

市町には、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準<sup>14</sup>」（平成24年12月文部科学省告示）、「これからの図書館像<sup>15</sup>」（平成18年3月文部科学省報告）及び国の基本計画に基づいた図書館の設置及び整備・充実が図られるよう働きかけていきます。

また、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町の全域サービス網の整備が図られるよう働きかけていきます。

#### (イ) 専門的職員の養成や配置

図書館職員は、乳幼児・児童・青少年用図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。そのため、市町には、職員がこれらの専門的知識・技術を習得できるよう、研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう働きかけていきます。

#### (ウ) 図書資料等の整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくには、身近な市町立図書館の乳幼児・児童・青少年用図書資料等の整備・充実が必要不可欠です。市町立図書館においては、豊富で多様な図書資料等の計画的な整備が図られるよう働きかけていきます。

#### (エ) 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、おはなし会の開催などに関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。インターネットによる蔵書検索システムの導

---

<sup>14</sup> 図書館の設置及び運営上の望ましい基準：

（平成13年7月告示・平成24年12月改正）図書館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい姿を示した基準。児童・青少年に対するサービスとしては、図書の整備・提供、読み聞かせ等の実施、保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携、乳幼児とその保護者に対するサービスとしては、図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施を目標としている。巻末の参考資料参照。

<sup>15</sup> これからの図書館像：

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年7月告示）」施行後の社会の変化や新たな課題等に対応した、これからの図書館のあり方を示した報告書。学校との連携を図りつつ、児童・青少年サービスを充実させる様々な視点や方策について提言している。

入など、市町立図書館の情報化の推進が図られるよう働きかけていきます。

**(オ) おはなし会等の実施**

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、市町立図書館には、児童図書の貸出しのほかに、読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク<sup>16</sup>等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの実施を働きかけていきます。

**(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援**

障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町立図書館には、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料及び読み上げ機能のあるパソコン、卓上ライト、ルーペ等の機器の整備・充実とともに、病院や福祉施設・特別支援学校等と連携したサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

**(キ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進**

市町立図書館には、在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集提供、利用案内等のサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

また、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう働きかけていきます。

**(ク) 関係機関等との連携**

市町立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、公民館、児童館、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう働きかけていきます。(例 ブックスタート活動等)

**(ケ) ボランティアの参加促進**

市町立図書館には、子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう働きかけていきます。また、ボランティア希望者への活動の場などに関する情報の提供や、ボランティア養成のための研修の実施など諸条件の整備が図られるよう働きかけていきます。

---

<sup>16</sup> ブックトーク：

テーマを決め、そのテーマに沿った本を何冊か選び、つながりを持たせながら紹介することをおして、聞き手の興味を引き出す読書指導の手法。

## イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実

### (7) 児童図書の実と活用

県立中央図書館は、市町立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、乳幼児・児童用の図書資料等の網羅的な収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。

収集した資料を「子ども図書研究室」（平成 16 年 6 月開室）の資料として活用し、子どもの読書活動関係者を支援していきます。

また、「子ども図書研究室」の整備や、児童サービスのあり方について検討していきます。

### (4) 情報化の推進

県立中央図書館は、子どもとその保護者のニーズに的確に対応するため、Web サイトや蔵書検索システム等を充実することによって、館内はもちろん、インターネットを通じてどこからでも必要な情報が得られる環境を整備していきます。

### (7) 図書館運営に関する助言

県立中央図書館は、県内の市町立図書館の要請に応じて、各図書館に子どもの読書活動推進に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。

### (1) 図書館未設置町への支援・協力

県立中央図書館は、図書館未設置町に対して、図書館設置の働きかけや設置に関する助言を行います。また、子どもたちがより充実した図書館サービスを楽しむよう、公民館図書室等の業務運営への助言・協力、図書資料等の貸出や巡回展示の開催など支援に努めます。

### (4) 研修の実

県立中央図書館は、子どもへのサービスの向上を図るため、市町立図書館、学校図書館、大学、県総合教育センター、国際子ども図書館等と協力し、県内図書館職員、学校図書館を担当する職員等を対象に、その専門的知識・技術を高めるための研修の実を図ります。

### (4) 調べ学習等への対応

県立中央図書館は、学校における総合的な学習の時間や調べ学習に利用できる資料の収集に積極的に努めるとともに、学校及び市町立図書館の利用に供します。

### (1) 子どもの読書活動に関する助言

県立中央図書館は、市町立図書館、学校図書館、大学、県総合教育



センター、国際子ども図書館等と連携し、図書館職員、ボランティア、保護者、教員等からの相談に対して適切な助言を行います。

#### **(ク) 障害のある子どもの読書活動の支援**

県立中央図書館は、病院図書館、点字図書館及びボランティアと連携しながら、病院、特別支援学校等を通じて、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。

#### **(ケ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進**

県立中央図書館は、県内在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスに努めます。

また、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう努めていきます。

### **(2) 幼稚園・保育所等とその他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実**

#### **<現状>**

- ・ 幼稚園や保育所等においては、子どもの年齢（発達）に応じたカリキュラムや指導方針が設定され、日常的に読み聞かせや紙芝居などが行われています。また、図書室や図書コーナーの本の貸出しも行われています。
- ・ 児童館や公民館の図書室は、読み聞かせボランティアや子育てサークル等の拠点となっているところもあり、地域の身近な読書活動の支援の場になっています。
- ・ 地域子育て支援拠点等では、絵本の展示、読み聞かせ、紙芝居、絵本の貸出等、子育て家庭の読書活動の支援に取り組むところが見られます。
- ・ 乳幼児の定期健診等の機会を利用して実施しているブックスタート活動など首長部局との協働による取組が、平成26年2月時点で県内35市町中34市町（97%）で実施されています。（再掲）

#### **<課題>**

- ・ 幼稚園や保育所等、児童館や公民館の図書室では、蔵書の種類や量には限りがあり、設備も十分なところばかりではありません。また、どんな本をいつ頃、どのように与えるかなど職員の研修も必要とされています。
- ・ 公民館、児童館等における読書活動が、実施されていない市町や地域があります。

#### **<施策の方向>**

##### **ア 幼稚園や保育所等の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実**

幼稚園や保育所等の図書コーナー等の整備を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。また、職員等に対して読書活動に関する

る研修の充実を図るとともに、保護者への読書啓発活動を促進します。

## イ その他関係機関の子ども読書関連事業の促進

児童館、公民館、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ<sup>17</sup>等関係機関の図書室や図書コーナーの整備、また、子どもの読書関連事業の実施を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

## ウ ブックスタート活動等への支援

各市町で実施しているブックスタート等の読書啓発活動が、一層充実するよう働きかけます。(再掲)

## エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点字図書館や児童福祉施設等における図書資料等の充実とともに、関係機関とのネットワーク化を促進します。

## (3) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

### <現状>

- ・ 「家庭文庫<sup>18</sup>」は、以前から子どもが本に親しむ身近な場として利用されていますが、住民の自主的な取組に支えられています。
- ・ 読書に関するボランティアの活動が、各地域において活発化し、子どもの読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。平成14年2月には、「静岡県読み聞かせネットワーク」が設立され、県内の読み聞かせに関心のある方やボランティア団体が加入して、相互の情報交換や全県的なイベントなどが継続的に実施されています。
- ・ 平成8年度から19年度まで実施した「しずおか県民カレッジ<sup>19</sup>」の講座、各市町独自の養成講座等の修了生は、平成25年2月現在で、県、市町合わせて11,933名にのぼり、県内公立小学校の491校(96%)、県内公立中学校の163校(62%)、県内公立図書館の85館(90%)で、読書ボランティアとして活躍しています(平成24年度実績)。
- ・ 県では、各市町で活躍しているボランティア等の中で、リーダーとしての

<sup>17</sup> 放課後児童クラブ：

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童(おおむね10歳未満)に対して、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るもの。

<sup>18</sup> 家庭文庫：個人が自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態の子ども文庫。

<sup>19</sup> しずおか県民カレッジ：

「図書館ボランティア養成講座」(平成8年度から19年度)「読み聞かせ短期講座」(平成13年度から19年度)を県主催講座として実施。県主催講座は、平成19年度をもって終了。平成20年度からは、市町、大学、民間教育事業者、専修学校・各種学校等と連携して広域的・体系的な学習機会の情報を総合的に提供する「連携講座」のみとなる。連携講座受講生は、県民カレッジの受講生となることができる。

資質を備えている方を対象に、ボランティアと学校等との連携促進やスキルアップを図るための講座を行い、「静岡県子ども読書アドバイザー」に認定しています。

- ・ 母親クラブ、子育てサークル等においても、読み聞かせや絵本づくりなどの活動が行われています。

### 〈課題〉

- ・ 「静岡県子ども読書アドバイザー」が、県や市町の子ども読書推進活動において、これまで以上に活用されるよう検討していく必要があります。
- ・ 障害のある子どもや在住外国人の読書活動支援は、一部の市町で取組が見られますが、全体としては不十分です。
- ・ 子どもの読書活動推進のため、これまでイベント等を通じて、地域の読書関係団体等との協働や活動支援を進めてきました。イベントの縮減等が進む中、新たな協働方策や活動支援のあり方について検討する必要があります。

### 〈施策の方向〉

#### ア 子ども読書アドバイザーの養成と活用

「静岡県子ども読書アドバイザー」養成のための講座を継続的に開催します。アドバイザーには、学校や図書館等とボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を期待しています。

また、養成されたアドバイザーの活用も、市町教育委員会、学校、図書館等に働きかけていきます。

#### イ 情報の収集、提供等

県内各地で活躍しているボランティアの情報を集めるとともに、その活動を広く紹介します。

#### ウ 各種団体事業の活用

独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金<sup>20</sup>」など各種団体が実施する事業の周知に努め、市町、学校、読書活動推進団体等にその活用を奨励します。

#### エ 地域活動への支援

子ども会活動、PTA活動、地域活動連絡協議会、子育てサークル活動等の地域活動において、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの技術等について学ぶ機会の提供に努めます。

---

<sup>20</sup> 子どもゆめ基金：

民間団体が実施する絵本の読み聞かせ会などの読書活動等を支援する、独立行政法人国立青少年教育振興機構の助成金。

## オ 地域で子どもを育む取組における普及啓発

地域で子どもを育む「通学合宿<sup>21</sup>」「放課後子ども教室<sup>22</sup>」「学校支援地域本部<sup>23</sup>」等の取組において、読書ボランティアの活用を促し、これを契機として、地域における読書活動に子どもたちが積極的に参画する機運を盛り上げます。

## カ 関係機関の協力体制の促進

地域における子どもの読書活動推進団体を支援するため、学校、図書館、公民館等関係機関の協力体制を促進します。

## キ 障害のある子どもや在住外国人の子どもの読書活動の支援

障害のある子どもや在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、点訳・翻訳・朗読奉仕員等のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ります。

### 【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H29)	実績
県内市町立図書館の児童図書蔵書冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	9冊以上	8.2冊 (H24年度)
県内市町立図書館の児童図書年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	20冊以上	17.9冊 (H24年度)
子ども読書アドバイザーの養成人数	200人	164人 (H25年度)

## 3 学校における子どもの読書活動の推進

学校は、従来から学習活動等を通じて子どもの読書活動を推進しており、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条は、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、平成20年に改訂された学習指導要領では、児童生徒の思考力・判断力・

<sup>21</sup> 通学合宿：

学年の異なる小学生が、地域の公民館や寺社など宿泊可能な施設を拠点として、家族から離れ、共同生活をしながら登下校するもの。

<sup>22</sup> 放課後子ども教室：

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供するもの。

<sup>23</sup> 学校支援地域本部：

地域の子どもの地域で育む体制づくりを推進するもので、具体的には、地域住民がボランティアとして学校教育を支える、いわば学校の応援団と言うべきもの。

表現力等を育む観点から、各教科等を通じて、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な、児童生徒の言語活動の充実を図ることが重視されています。中でも、読書は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切だとされています。このような観点に立って、各教科等において、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に努めることが重要になっています。

県は、子どもの読書環境づくりに取り組み、推進計画の就学期の基本方針「本に親しみ、本を活かす」のとおり、余暇を利用して本を読んだり、自主的に資料を使って調べたりする子どもの育成を目指します。

そのために、学校図書館の整備、充実を進め、子どもの主体的、意欲的な学習活動を支援します。

また、学校図書館が、創造力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」として、また、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担えるようにします。

さらに、学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、図書主任・司書教諭<sup>24</sup>が中心となり、教職員や学校司書等<sup>25</sup>とボランティアが連携、協力する体制づくりを進めます。

## **(1) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実**

### **ア 学校内の協力体制の確立**

#### **<現状>**

- ・ 学校の組織の中に学校図書館部等を位置付け、全校体制で取り組もうとしている学校や、司書教諭等を中心に積極的な読書活動を行っている学校があります。
- ・ 授業担当者が、学校図書館を活用した授業を、司書教諭・学校司書等と協力して実践している学校が増えています。

#### **<課題>**

- ・ 司書教諭が発令されていても、その役割を十分に果たせていないという場合もあります。

---

<sup>24</sup> 司書教諭：

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。平成9年6月の学校図書館法改正により、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となった。

<sup>25</sup> 学校司書等：

学校司書、学校図書館司書、学校図書館補助員等と呼ばれる常勤又は非常勤の学校図書館担当職員をいう。

## 〈施策の方向〉

### (7) 学校図書館が学校教育の中核的役割を担うための協力体制の確立

県は、学校図書館及び司書教諭の役割についての理解が深まるように、通知・研修等で呼びかけていきます。

各学校では、校長のリーダーシップの下、教職員全体に校内研修等を通じて、学校図書館の役割や学校図書館を活用した学習について共通理解を図り、学校図書館の活用を促進します。

また、学校組織の中に学校図書館部等を位置付け、司書教諭を中心に全校で読書活動の推進に取り組む体制づくりを働きかけます。

### (4) 学校図書館を活用した学習活動の年間授業計画の作成

各教科等の学習を中心に、全教育活動における学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間授業計画の作成を、研修機会等を通じて促します。

## イ 読書活動の充実

### 〈現状〉

- ・ 多くの学校で、朝読書、読み聞かせ等の読書活動が定着しています。
- ・ 学校独自で読書週間を設けたり、読書会や紙芝居、ブックトーク、アニメーション<sup>26</sup>等、多様な読書活動を実施したりする学校が増えています。
- ・ 学校における必読図書・推薦図書を定める学校が増えています。
- ・ 県内全ての小学校1年生に配布している読書ガイドブック『本とともにだち(小学生版)』は、県内の8割を超える小学校が授業や保護者会等で活用しています。

### 〈課題〉

- ・ 授業時数の確保等のため、朝読書の時間を削減する学校があります。
- ・ 1か月の目標読書冊数、「本を読むことが好きだ」と答える児童生徒の割合は目標を達成できていません。
- ・ 県内全ての中学1年生に配布している読書ガイドブック『本とともにだち(中学生版)』は、活用を促している段階にあります。

## 〈施策の方向〉

### (7) 朝読書、読み聞かせ等、全校で取り組む読書活動の実施

小・中・高等学校では、朝読書、読み聞かせ等、全校で計画的に取り組む読書活動を実施するよう、その取組の重要性について周知するとともに、実施率100%を維持するよう努めます。特別支援学校では児童生

<sup>26</sup> アニメーション：

スペインのモンセラ・サルト氏らが開発した子どもの読む力を引き出す手法。「読み違えた読み聞かせ」「これ、だれのもの？」など75の作戦がある。

徒等の実態に応じて読書活動に取り組む学部数の割合100%を達成できるよう働きかけます。

#### (イ) 1か月の目標読書冊数の設定

児童生徒の1か月の読書冊数が、小学生8冊以上、中学生4冊以上、高校生2冊以上を達成できるよう促します。

#### (ウ) 推薦図書や必読図書の選定

発達の段階や地域の特性などを踏まえた推薦図書や必読図書を選定し、児童生徒が質の高い読書ができるよう、各学校に働きかけます。

#### (エ) 静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』の活用

図書館オリエンテーションや、調べ学習など学校図書館を活用した授業を行う際に、静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』を活用するように働きかけます。

また、『本とともにだち』掲載のブックリストを選書等に活用し、児童生徒が質の高い本に触れることができるよう促します。

さらに、読んだ本の記録・紹介等のページを活用することにより、児童生徒の表現力を高めるとともに、読書意欲を喚起するよう促します。

#### (オ) 多様な読書活動の普及と活動の充実

教職員や学校司書等による読み聞かせやブックトーク、アニメーションなどを行う学校が増えるように働きかけます。さらに、読み聞かせやブックトークの効果を高める方法を周知し、レベルアップを図ります。

また、児童生徒による読み聞かせや本の紹介、ビブリオバトル<sup>27</sup>などが普及するように働きかけます。

### ウ 学校図書館を活用した学習活動の充実

#### <現状>

- ・ 司書教諭が教科担任等と連携して学習活動を支援する時間を時間割に位置付け、年間計画に基づいて取り組んでいる学校があります。
- ・ 司書教諭・学校司書等と協力して、図書館を活用した授業を实践し、並行読書<sup>28</sup>や読書会などに取り組んでいる学校が増えています。

<sup>27</sup> ビブリオバトル：

各自が本を持ち寄って集まり、その本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができ、プレゼンテーション能力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が効果として挙げられる。

## 〈課題〉

- ・ 学習指導要領には、「各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切」と示されていますが、学校図書館の学習・情報センター的機能については、その機能をより一層発揮できるよう、支援が必要な段階です。

## 〈施策の方向〉

### (7) 学校図書館を計画的に活用した学習活動の推進

子どもの主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成のため、学校図書館を活用した学習の年間授業計画を作成し、全ての教科等を通じて学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。

### (4) 学校図書館を活用した授業方法の研修

司書教諭以外の教員が、学校図書館の仕組みや学校図書館を活用した授業について学ぶ機会を設けます。また、各学校でも研修の機会を設けるように促します。

### (ウ) 計画的な選書

学校図書館を活用した学習活動の年間授業計画に基づき、並行読書等の学習活動にも対応できるよう、必要な本を計画的に選ぶよう促します。

### (I) 司書教諭による授業支援

司書教諭が、読書指導や、学校図書館の機能を活用して学習等の支援を行う時間を位置付け<sup>29</sup>、実施している学校の割合を100%に近づけるよう働きかけます。

## エ 障害のある子どもの読書活動の推進

### 〈現状〉

- ・ 子どもたちは、学習の資料として本を使ったり、休み時間に興味のある本を手にとったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、様々な形で本と関わっています。

---

<sup>28</sup> 並行読書：

同じ主人公や作家のシリーズなど、授業に関連した本を授業と並行して読むこと。読む能力を育て、選書の機会や、読書量が確保される。また、読書範囲が広がり、日常の読書活動に結びつけていくこともできる。

<sup>29</sup> 司書教諭が、読書指導や学校図書館の機能を活用して学習等の支援を行う時間を設ける：

司書教諭が、「読書活動の指導」や「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を行う時間を、司書教諭の担当する時間割に位置付けるなど、可能な範囲で司書教諭の職務に専念できるようにすること（「 」内は文科省の「子どもの読書サポーターズ会議」の報告より）。



- ・ 子どもの発達の段階や障害の状態等に応じて内容の選択、方法や時間の設定を工夫し、読書活動に取り組んでいます。継続した取組が、学習活動や生活全般で、子どもの良い表れにつながった例があります。

#### 〈課題〉

- ・ 子どもの発達の段階や障害の状態等、多様なニーズに応じた読書活動の工夫をする必要があります。

#### 〈施策の方向〉

##### (7) 子どもの実態に応じた読書活動の体験

発達の段階や障害の状態等に応じた教育活動を展開する中で、計画的に子どもが読書活動の体験ができるように働きかけます。

##### (イ) 子どもの実態に応じた資料の充実

それぞれの子どもたちが楽しむことのできる多様な資料を揃えるよう働きかけます。

### オ 家庭・地域との連携

#### 〈現状〉

- ・ 学校図書館ボランティア等の協力を得ている学校が増えています。
- ・ 家庭において、保護者が子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたりするなど、親子読書を推奨している学校が増えています。
- ・ 図書館職員による利用指導や団体貸出など、学校を支援する体制を整備している市町もあります。

#### 〈課題〉

- ・ 学校図書館と公立図書館の連携について、情報を共有する必要があります。
- ・ 家庭での読書習慣を確立するために、学校を通じた一層の働きかけが必要です。

#### 〈施策の方向〉

##### (7) 図書館職員、ボランティア等との連携

司書教諭等を中心に、公立図書館職員、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の活性化を図るよう促します。

また、「静岡県子ども読書アドバイザー」の役割について周知し、アドバイザーの力量・資質が発揮できるように、各市町や学校に活用を促します。

## (イ) 家庭における親子読書の普及啓発

読書習慣の確立や読書を通して家族のコミュニケーションを深めるため、家庭で親子読書の時間を設けるよう働きかけます。

## (ウ) 学校から保護者への理解の促進

保護者会、入学説明会、家庭教育学級や学校が発行する便り等で、親子読書の意義や必要性を保護者に働きかけるよう、学校に促します。

## (2) 学校図書館等の機能の強化

### ア 学校図書館の資料・設備の充実

#### 〈現状〉

- ・ 図書資料等をデータベース化している学校が増えています。
- ・ 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業<sup>30</sup>の成果を生かし、「学校図書館支援センター<sup>31</sup>」的機能を充実させている地域があります。そこでは、公立図書館や小・中学校の蔵書や資料等の相互検索や貸借、団体貸出による有効活用が図られています。
- ・ 各教室や廊下などに図書コーナーを設けて子どもたちに近いところに本を置くことで、発達の段階や障害の状態等に応じて本と親しめる環境づくりに配慮したり、ボランティアの協力を得て、点字本、拡大写本、字幕付きビデオ等の充実に取り組んだりしている学校があります。

#### 〈課題〉

- ・ 蔵書数が図書標準<sup>32</sup>に達していない学校があります。また、情報が古くなった図書等の廃棄が不十分な学校もあります。
- ・ 小中学校においては、学校図書館への新聞の一層の配備を促す必要があります。
- ・ 発達の段階や障害の状態等、一人一人の子どもたちの多様なニーズに応じた図書資料等が、現状では十分ではありません。また、読書に集中できる図書館環境の整備も十分とはいえません。

<sup>30</sup> 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業：

文部科学省が、一館孤立型から地域連携型の学校図書館、また学校図書館と公立図書館等との連携による教育活動の充実を目指し、平成16年度から18年度まで実施した事業。本県では吉田町が指定を受けた。

<sup>31</sup> 学校図書館支援センター：

学校図書館の機能の強化・充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書の選定・収集、資料の組織化等の支援を行う。

<sup>32</sup> 図書標準：

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。巻末の参考資料参照。

## 〈施策の方向〉

### (7) 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を整備・充実させ、新聞を配備するよう促します。また、各教科等における多様な学習活動を展開するために必要な資料を計画的に整備するよう促します。

情報が古くなった図書等の廃棄、更新を行いつつ、計画的な図書購入による図書標準の達成を促進します。

私立学校の学校図書館の充実支援については、平成 23 年度から経常費助成の加算対象としています。

また、発達の段階や障害の状態等、多様なニーズに応じた図書資料等（点字本、拡大写本、録音図書、字幕付きビデオ、大型絵本、絵本、紙芝居等）の充実を図るよう促します。

### (4) 施設・設備の整備・充実

学校図書館の施設・設備については、学校図書館改造の事例等を紹介することにより、読書スペース及び学習スペースの整備・充実が進められるよう働きかけていきます。

また、子どもの発達の段階や障害の状態等に応じて、読書環境の整備（場所や空間の確保、書棚の高さの工夫、図書情報検索システムの導入、必要に応じて介助者の協力等）を図るよう促します。

### (7) 学校図書館の情報化

蔵書のデータベース化や校内 LAN の整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター的機能を強化するよう働きかけます。

### (1) 学校間、公立図書館との連携による図書資料等の有効活用

学校図書館支援センターの役割を活用している地域の成果を広め、連絡会を持つなどして近隣の学校間、公立図書館との連携を進め、団体貸出等による図書資料等の有効活用を促進します。

### (才) 学校図書館の評価

学校図書館の機能の一層の充実を目指して、県全体で、学校図書館の自己評価方法について検討します。

## イ 学校図書館活性化のための人的配置

### 〈現状〉

- ・ 12 学級以上の全ての学校に司書教諭の配置が義務付けられています。

- ・ 「学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項<sup>33</sup>」を作成・配布し、各学校における司書教諭等の役割について理解を図っています。
- ・ 公立小中学校では、11学級以下の学校においても司書教諭の配置を進めています。
- ・ また、公立小中学校では、学校図書館の諸事務を担当する学校司書等を配置する市町が徐々に増加しています。

### 〈課題〉

- ・ 司書教諭が、図書館業務以外にも様々な業務を抱える中、司書教諭としての十分な機能が発揮できないという場合があります。
- ・ 高等学校では、司書教諭資格を有する者の数は増加しているものの、絶対数はまだ多くない状況です。
- ・ 特別支援学校では、小学部、中学部、高等部の学部ごとに司書教諭の配置が必要となる場合が多く、配置が困難な学校もあります。
- ・ 高等学校では、事務職員が学校図書館担当として学校司書相当業務に従事していますが、学校図書館活性化のために従事時間が十分確保されているとは言い難い状況にあります。
- ・ 公立小中学校の中には、まだ学校司書等の配置がされていない市・町もあります。
- ・ 学校司書等が置かれていても非常勤での配置が多く、従事時間が十分確保されていない学校もあります。

### 〈施策の方向〉

#### (7) 司書教諭の発令促進

11学級以下の学校においても、司書教諭が発令されるよう促します。

#### (4) 司書教諭等の校務分掌等の配慮

司書教諭がその職責を十分果たせるよう、他の教職員に対して司書教諭の職務に対する理解を促し、校務分掌等への配慮を促します。

また、教育計画に、学校図書館を活用した教育活動を位置付け、司書教諭が読書指導や調べ学習など学校図書館の機能を活用した学習等の支援を行う時間を設けることを促進します。

#### (7) 学校司書等の全校配置の促進

学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービス<sup>34</sup>や教材等の準備への協力により学習活動や読書活動への支援が期待される

<sup>33</sup> 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項：

県教育委員会が各市町教育委員会及び各学校に送付する資料。巻末の参考資料参照。

<sup>34</sup> レファレンスサービス：

図書館が行う利用者サービスの一つで、利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務。

学校司書等が小中学校に配置されるよう、配置の必要性や効果について市町教育委員会に対して理解を促します。

また、県立高等学校における図書館機能の充実のため、事務職員が図書館担当として従事する時間を確保するよう促します。

私立学校の司書教諭や学校司書等の配置については、平成 23 年度から経常費助成の加算対象としています。

## ウ 学校図書館の活用を推進するための研修・研究の充実

### 〈現状〉

- ・ 県総合教育センターにおいて、司書教諭等を対象とした研修会を実施しています。
- ・ 学校図書館活性化のための学校とボランティアの連携の在り方について学ぶ講座を、県総合教育センターと市町が連携し、実施しています。
- ・ 司書教諭や学校司書等を対象にした研修会を独自で実施している市町があります。
- ・ 広報紙「静岡県の学校図書館」に先進事例を紹介し、学校図書館活用を促進しています。また、県内の学校から実践事例や指導案、ワークシート等の情報を収集し「読書県しずおか Book サイト<sup>35</sup>」や「ふじのくにゆうゆう net<sup>36</sup>」等から学校図書館に関する情報を発信しています。

### 〈課題〉

- ・ 学校図書館の役割や司書教諭の業務等についての認識が十分とはいえない学校もあります。
- ・ 学校図書館を活用した授業実践に関する情報は提供されていますが、十分活用されているとはいえません。

### 〈施策の方向〉

#### (7) 県・市町教育委員会主催研修の充実

司書教諭及び学校図書館担当教職員の研修等の充実に努め、資質の向上を図ります。また、市町教育委員会が主催する司書教諭等を対象とした研修を支援します。

初任者研修など各種研修機会等を通じ、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を促します。また、管理職に対しても、研修など

---

<sup>35</sup> 読書県しずおか Book サイト :

平成 17 年 2 月に稼動した「読書県しずおか」づくり推進のための情報発信サイト。県の取組、学校における読書活動の実践事例、読書ボランティア活動に関する情報等を発信している。

<sup>36</sup> ふじのくにゆうゆう net :

平成 19 年 1 月に稼動した子ども向けの学習やイベントの情報発信サイト。「ゆうゆう学習サポート」と「ゆうゆう学びのクラブ」の二つのメニューがある。「ゆうゆう学習サポート」からは、学校向けに、学校図書館や出前講座等に関する情報を発信している。また、「ゆうゆう学びのクラブ」からは、子ども向けに、学校外で行われる体験型学習等の情報を発信している。

を通じて、学校における読書活動の重要性や、学校図書館や司書教諭の役割、学校司書等の必要性などについて、理解を促します。

#### (イ) 先進事例等の紹介及び情報の共有化と周知

広報紙「静岡県の学校図書館」、「読書県しずおか Book サイト」、「ふじのくにゆうゆう net」に事例紹介等の情報を掲載し、その情報の共有化と周知を図り、活用を促します。

#### (ウ) 学校図書館についての調査・研究

県総合教育センターにおいて、市町における学校図書館に関する研修の実態について調査するとともに、学校図書館活用授業や読書活動について研究します。

また、学校や市町教育委員会等への支援を通して、「学校図書館支援センター」的機能の充実を図ります。

#### (I) 公立図書館等との連携

研修会の機会や広報紙等を通じて、公立図書館との連携を図り、学校図書館の果たす役割について理解を促します。

### 【努力目標（数値目標）】

※実績は公立学校の数値

目標項目	数値 (H29)	実績
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合（特別支援学校は、児童生徒等の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数）	小 100% 中 100% 高 90% 特 100%	小 100% 中 100% 高 84.1% 特 97.0% (H24 年度)
1 か月の目標読書冊数	小 8 冊以上 中 4 冊以上 高 2 冊以上	小 6.6 冊 中 3.2 冊 高 1.9 冊 (H24 年度)
図書標準を達成している学校数の割合	80%	小 71.1% 中 44.7% (H24 年度)
司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合（12 学級以上の司書教諭発令校を対象とする）	100%	小 64.6%、中 52.6% 高 29.1%、特 45.0% (H24 年度)
学校司書等を配置している学校数の割合	小 95% 中 95% 高 95%	小 76.5% 中 77.5% 高 75.8% (H24 年度)

## 4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

子どもの多様な読書活動に応えるためには、地域の公立図書館や学校図書館のサービスだけでなく、図書館同士が図書資料を貸借し合う相互貸借サービス等の利用が有効です。また、異なる図書館の職員同士と一緒に研修することが、子どもの読書活動を支援するスキルの向上につながります。

そこで、図書館のネットワーク化を一層推進するとともに、館種を超えた連携を図ることによって、子どもの読書要求に応えられる図書館を目指します。

また、子どもやボランティア、保護者、教職員等からの読書相談に応じられる職員の育成を図ります。

### (1) 公立図書館間の連携

#### 〈現状〉

- ・ 「静岡県横断検索システム」(愛称「おうだんくん」)が、平成16年3月から稼動し、平成25年4月現在、県立中央図書館と31市町の公立図書館が参加しています。
- ・ 横断検索システムと相互貸借を依頼するILLシステム<sup>37</sup>が連携することによって、相互貸借業務を効率的に進められるネットワークシステムも構築されました。
- ・ 平成22年5月1日にはシステムが更新され、より安定化、高速化した「おうだんくんサーチ」にリニューアルされました。
- ・ 県内の図書館職員の研修や連絡調整は、県立中央図書館と静岡県図書館協会が連携して実施しています。

#### 〈課題〉

- ・ 横断検索システムなどの電算システムを一層効率化していくとともに、県内全ての市町立図書館が横断検索システムに参加していくような働きかけが必要です。
- ・ 県内図書館間の相互貸借資料数の増加に対応した搬送方法を導入しましたが、今後も増加が見込まれることから、引き続き、より効率的な搬送方法の検討が必要です。
- ・ 図書館利用者の多様化したニーズに対応するため、きめ細かい職員研修を実施することが必要です。

#### 〈施策の方向〉

##### ア 図書館間の情報ネットワーク化の推進

各図書館のシステム更新等を機会に、横断検索システムに参加してい

---

<sup>37</sup> ILLシステム：

Inter Library Loan (図書館間相互貸借) の略称で、相互貸借の依頼やそれに対する回答等が、インターネットを通じて行えるようにしたシステム。

くことを働きかけ、県内全ての市町の図書館の資料が検索できるように図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。

#### **イ 情報交換や運営相談の実施**

県立中央図書館の職員が協力車で市町立図書館等を巡回することにより、情報交換や図書館の運営相談を行います。

#### **ウ 資料搬送網の整備**

県内図書館間の相互貸借資料を迅速かつ確実に搬送するため、搬送業務を円滑に遂行するとともに、今後の増加に対応した搬送網の整備を検討します。

#### **エ 研修の充実**

市町立図書館及び関係機関と連携、協力して、館長をはじめ経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

#### **オ 研修交流の実施**

職員の資質・能力の向上を図るため、県立中央図書館と市町立図書館及び大学・学校図書館間の研修交流に努めます。

#### **カ レファレンスサービスの充実**

市町立図書館及び関係機関と連携、協力して、レファレンスサービスの向上と周知を図ります。

### **(2) 学校図書館と公立図書館の連携**

#### **<現状>**

- ・ 公立図書館から学校への団体貸出サービスは、学校への周知も行き届き、活発に利用されています。また、学校の調べ学習等での公立図書館の利用も増加してきました。

#### **<課題>**

- ・ 図書館運営について、公立図書館からの助言を求めたいとする学校図書館からの要望がありますが、すべての市町に対応できる十分な体制がとられているわけではありません。

#### **<施策の方向>**

##### **ア 公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用**

公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンス機能の利用を一層促します。



## イ 定期的な連絡会等の実施

調べ学習等における地域の公立図書館と学校図書館との連携を推進するため、定期的な連絡会等の実施を一層促します。

## ウ 合同研修会の開催

学校図書館担当職員（司書教諭並びに学校司書等）と公立図書館の司書との合同研修会を開催し、情報交換や専門的技術の向上を図ります。

## エ 県立中央図書館の職員の専門的な助言

各学校の要請に応じて、県立中央図書館の職員が専門的な助言を行います。

## オ 先進的な連携事例の紹介

全国の先進的な事例に関する情報を収集し、各学校、各図書館にその成果を広め、図書資料等の有効活用を促します。

## カ 学校図書館と公立図書館が連携した読書啓発活動の推進

学校図書館と公立図書館が連携し、「読書週間<sup>38</sup>」及び「子ども読書の日<sup>39</sup>」「こどもの読書週間<sup>40</sup>」等の取り組みを展開するよう働きかけます。

### (3) その他関係機関と学校図書館・公立図書館の連携

#### 〈現状〉

- ・ 国際子ども図書館では、レファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出など様々なサービスが実施されています。また、県内の大学・教育研究機関では、子どもの読書活動について研究を行っているところもあります。

#### 〈課題〉

- ・ 県内公立図書館、学校図書館の中には、国際子ども図書館のサービスを知

---

<sup>38</sup> 読書週間：

昭和 22 年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11 月 17 日から第 1 回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日を挟んだ 10 月 27 日～11 月 9 日の 2 週間が「読書週間」と定められた。

<sup>39</sup> 子ども読書の日：

平成 13 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められた。

<sup>40</sup> こどもの読書週間：

昭和 34 年に、日本書籍出版協会児童書部会が中心となって開催した「こども読書週間」を、翌年発足した読書推進運動協議会が主催団体となり、名称を「こどもの読書週間」、期間を 5 月 1 日～14 日（こどもの日を含む 2 週間）と定めた。平成 12 年の「子ども読書年」を機に、現在の 4 月 23 日～5 月 12 日の約 3 週間に期間を延長した。

らない図書館もあります。また、県内公立図書館、学校図書館と大学・教育研究機関の連携も進んでいません。

### 〈施策の方向〉

#### ア 国際子ども図書館の周知

県内公立図書館、学校図書館に、国際子ども図書館のサービスの周知を図ります。

#### イ 公立図書館、学校図書館と県内の大学、教育研究機関等の連携

県内公立図書館、学校図書館と県内の大学、県総合教育センター等が連携協力できるようなネットワークづくりに努めます。

### 【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値 (H29)	実績
県内市町立図書館における蔵書横断検索対象館の割合	100%	96% (H25. 4)

## 5 普及啓発・広報等の推進

読書の重要性を県民一人一人が理解するためには、普及啓発・広報の充実は極めて重要な条件です。

県民への読書の普及啓発につなげるため、家庭、地域、学校、図書館等で展開されている有意義な取組をできる限り把握し、こうした活動に一人でも多くの県民が参加できるよう、効果的で工夫をこらした広報を目指します。

### (1) 情報の収集・提供の充実

#### 〈現状〉

- ・ 県では、子どもの読書活動に関する情報サイト「読書県しずおかBook サイト」を平成 17 年 2 月から稼動し、情報収集・提供に努めています。また、県立中央図書館では、「静岡県図書館情報メールマガジン」により、県内外の子どもの読書活動に関する情報を提供しています。
- ・ 平成 21 年度からは、県総合教育センターの「ふじのくにゆうゆう net」でも、読書に関する情報を発信しています。
- ・ 平成 12 年の「子ども読書年<sup>41</sup>」や平成 22 年の「国民読書年<sup>42</sup>」等を契機に、

<sup>41</sup> 子ども読書年：

平成 11 年 8 月、衆議院と参議院で「子ども読書年に関する決議」が採択され、平成 12 年が「子ども読書年」と定められた。決議文では、「読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援する」としている。

行政、関係団体、マスコミ等による読書の普及啓発活動が盛んに行われています。

- ・ 県内全ての小学校 1 年生に配布している読書ガイドブック『本とともだち（小学生版）』は、県内の 8 割を超える小学校が授業や保護者会等に活用しています。（再掲）

### 〈課題〉

- ・ 各学校や各図書館では、その地区の子どもの読書活動に関する情報（実態調査、イベント情報、ブックリスト等）の収集・提供に努めていますが、地区内にとどまっています。

### 〈施策の方向〉

#### ア インターネット等を活用した情報提供

「読書県しずおか Book サイト」、「静岡県図書館情報メールマガジン」、「ふじのくにゆうゆう net」等を活用して、県の各関係部局、各市町が収集した子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

#### イ 学校、図書館、地域活動団体を通じての情報提供

学校、図書館、地域活動団体を通じて、保護者、一般県民への子どもの読書活動に関する情報を提供します。

#### ウ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布（再掲）

県内の子どもが興味を持って活用するとともに、保護者や、子どもの読書活動関係者の参考となる読書ガイドブック（ブックリスト）『本とともだち』とその活用手引書を作成し、適切な時期に配布します。

#### エ 優良推奨図書を選定

県内の青少年健全育成のため、青少年向けの優良図書を選定し、ホームページ等で公開します。

## (2) 「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等における普及啓発・広報の推進

### 〈現状〉

- ・ 各図書館や各学校では、「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等における関連イベントで読み聞かせやブックトーク等を実施し、

---

#### <sup>42</sup> 国民読書年：

平成 20 年 6 月、衆議院と参議院で「国民読書年に関する決議」が採択され、平成 22 年が「国民読書年」と定められた。決議文では、「活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつある」として、政治家が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが求められている。

子どもの関心を高めるような様々な取組を実施しています。

- ・ 静岡県図書館大会<sup>43</sup>では、図書館関係者、教職員、読み聞かせボランティア等毎年約 1,000 人が集まり、情報交換、研修に努めています。
- ・ 平成 16 年度から、「読書県しずおか」づくり優秀実践校・実践団体（者）の県教育長表彰を設け、優秀な読書活動の実践を行っている学校・団体（個人）の顕彰を行っています。

#### 〈課題〉

- ・ 「子ども読書の日」は周知されつつありますが、この日にちなんだ取組を実施している学校及び図書館の伸び率は、停滞傾向にあります。

#### 〈施策の方向〉

##### ア 「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」を通じたの普及啓発・広報

「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に関連して、公立図書館等での普及啓発・広報活動を促すとともに、個々の学校や図書館、読み聞かせボランティア団体等と連携を図り、子どもだけでなく大人への普及啓発・広報を一層推進します。

##### イ 読書関連事業を通じたの普及啓発・広報

静岡県図書館大会や、県立中央図書館が実施する図書館講座、所蔵資料展示等の事業を通じて県民への普及啓発・広報を図ります。

##### ウ 優秀な取組の顕彰

県が開催する読書関連事業の中で、優秀な読書活動の実践を行っている学校等を顕彰します。また、県内の他の機関や団体等の顕彰についても、積極的に広報し、県民の周知を図ります。

#### 【努力目標（数値目標）】

目標項目	数値(H29)	実績
「子ども読書の日」（4月23日）と「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に関連して読書啓発（図書館利用指導を含む）に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 70% 中 70% 高 60% 特 70% 図 100%	小 58.0% 中 42.8% 高 14.2% 特 39.4% 図 84.2% (H24年度)

<sup>43</sup> 静岡県図書館大会：

図書館関係者や広く図書館に関心を持つ県民が、読書活動の一層の発展について研修し、交流を深めることを目的とした研究大会。県内の読書活動推進を目的とした「静岡県読書大会」と、県内図書館関係者の「静岡県図書館振興大会」が統合され、平成4年から現在の「静岡県図書館大会」が開催され、「読書県しずおか」の構築を支えている。

目標項目	数値 (H29)	実績
「読書週間」(10月27日～11月9日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 100% 中 100% 高 75% 特 90% 図 100%	小 95.1% 中 78.0% 高 54.0% 特 78.8% 図 80.0% (H24年度)

## 6 推進・支援体制の整備等

これまで推進計画が掲げてきた施策は、いずれも「読書県しずおか」を構築するために不可欠な取組です。

これを踏まえ、行政の関係課・機関、各種団体、民間企業等と連携を図りながら、各種施策の実施に向け、推進・支援体制の整備・充実に努めます。

### (1) 県における推進・支援体制の整備

#### <現状>

- ・ 県の推進計画が実施されるためには市町の協力が不可欠であり、そのためには、市町においても推進計画を策定していくことが何よりも必要です。市町の推進計画策定状況は、平成26年2月現在、県内35市町の内34市町が策定済みで、1町で策定作業が進められています。
- ・ 平成16年度以降、県総合教育センターに学校図書館担当指導主事1名を配置するとともに、県立中央図書館に「子ども図書研究室」を設置し、学校図書館関係者、子ども読書活動関係者等の支援を図っています。
- ・ 県の推進計画の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策についての検討・提案を行うため、平成16年度から、外部有識者等で構成する「静岡県読書活動推進会議」を設置し、年3回の会議を実施しています。
- ・ 県教育委員会の学校教育課(小中学校教育室・高校教育室・特別支援教育室)、学校人事課、社会教育課、県総合教育センター、県立中央図書館の各担当者に、知事部局の私学振興課、こども未来課の担当者(担当課室名は平成25年度時点のもの)を加えた「静岡県読書活動推進会議担当者会」を定期的に開催し、連携を図っています。

#### <課題>

- ・ 今後、市町には、計画の進行状況や県の推進計画を踏まえた計画の見直しを働きかけていく必要があります。

#### <施策の方向>

##### ア 市町との連携

市町の推進計画の進行状況や県の推進計画を踏まえた計画の見直しを働きかけ、市町と連携して本計画の推進を図ります。

## イ 「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催

「静岡県読書活動推進会議」を定期的に行い、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、実効性のある施策を検討します。

## ウ 寄付制度の検討

住民からの本の寄付制度に係る事例集を作成し、市町へ働きかけることにより、それぞれの地域の実態に応じた方法での実施を推進します。

## エ 施策の周知

推進計画に基づく県の施策の周知を図るため、市町教育委員会・各学校・各図書館等に対し、文書による通知や連絡会・研修会等を、必要に応じて実施します。

## (2) 出版、書籍販売業界等との連携

### 〈現状〉

- 出版関係団体では、「サン・ジョルディの日<sup>44</sup>」「第4土曜日はこどもの本の日<sup>45</sup>」「全国訪問おはなし隊<sup>46</sup>」「おはなしマラソン<sup>47</sup>」などの独自の読書推進運動を展開しています。
- 県内の書店業界では、静岡県の書店員・図書館員が、今いちばん読んで欲しい本を決める「静岡書店大賞<sup>48</sup>」が実施されています。
- 一部の書店では、気軽に手にとって本に親しめるスペースが増えています。
- 一般県民に対して、業界独自のブックリストが作成されています。
- 電子書籍やケータイ小説等、電子媒体を介した新たな読書環境が広がりつつあります。(再掲)

---

<sup>44</sup> サン・ジョルディの日：

4月23日。親しい人に気持ちをこめて、本や花を贈り合うスペインのカタルーニャ地方の伝統の日。普通は男性から女性に花を、女性から男性に本を贈る。親子や友人どうしてもプレゼントする。

<sup>45</sup> 第4土曜日はこどもの本の日：

日本児童図書出版協会、日本出版取次協会等が平成10年9月に制定。出版文化産業振興財団の「第4土曜日はこどもの本の日」実行委員会が実施。書店の店頭で、こどもの本の読み聞かせや独自に選定した推薦本の販売、読書相談等を行う。

<sup>46</sup> 全国訪問おはなし隊：

講談社が、90周年記念事業として平成11年7月から実施。2台のキャラバンカーで各都道府県を1か月単位で巡回し、幼稚園、保育所等、小学校、図書館、書店等を訪問し、紙芝居や絵本の読み聞かせ、キャラバンカーに積載した絵本の自由閲覧等を行っている。

<sup>47</sup> おはなしマラソン：

日本出版販売の創立50周年を記念して平成11年10月から実施。子どもたちに物語の楽しさを伝えるとともに、子どもが本に親しむ環境づくりを目指して、各地の書店と共同で絵本の読み聞かせ、パネルシアター等を行っている。

<sup>48</sup> 静岡書店大賞：

平成24年度に県内の書店員有志が創設したもので、第2回の平成25年度からは、県内の図書館員も投票に参加している。

### 〈課題〉

- ・ 近年、急速に普及しつつある電子書籍等の取り扱いについて検討する必要があります。
- ・ 行政又は民間企業等が主催するイベント等の趣旨や内容をお互いに把握し、必要に応じて連携や協働を図っていく必要があります。

### 〈施策の方向〉

#### ア 業界との協働

業界や関係機関等との調整や連携を進めながら、協働によって読書活動の振興に努めていきます。

#### イ 図書情報提供システムの研究

業界や関係機関等と連携して読者の書評を集めるなど、求める本の情報がより詳しくわかるような図書情報提供システムを、引き続き研究します。

### (3) マスコミ等との連携

#### 〈現状〉

- ・ テレビ等が子どもの読書時間を減らすという見方もありますが、テレビドラマや映画に触発されて原作を手にとり読み、本の楽しさを知っていく子どももいます。
- ・ 静岡県各地の民話を放送するラジオ番組がありますが、そこには読み聞かせボランティアが協力しています。
- ・ 各新聞社では「読書」のページを大きく設け、子どもの本の広報など読書啓発を行っています。
- ・ 県や市町で開催しているイベント等の開催にあたっては、広報等に関してマスコミの協力が得られています。

#### 〈課題〉

- ・ 行政又は民間企業等が主催するイベント等の趣旨や内容をお互いに把握し、必要に応じて連携や協働を図っていく必要があります。(再掲)

### 〈施策の方向〉

#### ア 番組の原作や参考文献等の紹介

テレビ、ラジオ番組の放送や新聞・雑誌等の広報の中で、番組の原作や参考文献等の紹介が一層効果的に展開されるよう働きかけていきます。

#### イ 読書関連イベント等の広報

読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書関連イベント等

の広報を、引き続きマスコミに対して積極的に働きかけていきます。

#### **(4) 施策の実施に向けて**

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、事業の必要性や費用対効果を十分検証した上で、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。



## 第3章 重点的な取組

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### (1) 家庭教育支援事業等での読書活動の啓発

家庭教育に関する学びの場や情報の提供により、保護者に対して読書の重要性の理解を促し、親子読書を推奨します。

#### (2) 成長過程に応じた読書ガイドブック（ブックリスト）の配布と活用促進

静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』（小学生版・中学生版）、乳幼児向けブックリスト『本とともにだち』（あかちゃん版）を配布し、子どもや保護者に対して子どもの成長過程に応じた本を紹介します。

また、「教職員用の手引き」の作成や、子どもへの読書の普及啓発に資する研修会等の開催により、ガイドブック（ブックリスト）の活用を促します。

### 2 地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) 子ども読書アドバイザーの養成

市町における読書ボランティアのリーダー及びコーディネーターとなる子ども読書アドバイザーを、各市町に1人以上、県内で200人を目標に養成します。

#### (2) 県立図書館機能の充実

##### ア 児童図書の巡回展示の実施

県立図書館が全点購入している児童図書の一部を市町立図書館等で巡回展示するとともに、選書学習会等を実施します。

##### イ 市町立図書館運営支援、市町訪問（図書館未設置町訪問）

- ・ 協力車訪問等により、市町立図書館の運営相談、情報提供を実施します。
- ・ 市町訪問、市町社会教育主管課長会、担当者会などで図書館整備を働きかけます。

##### ウ 公立図書館等職員研修

公立図書館等職員を対象に基礎研修及び児童サービスに関する専門研修を実施します。

##### エ 県立中央図書館「子ども図書研究室」による支援

- ・ 「子ども図書研究室だより」を公立図書館や学校図書館等に配布する

とともに、子ども図書研究室講座・講演会を実施します。

- ・ 公立図書館、学校図書館に対して、子ども読書に関する運営相談を実施します。

#### **オ おはなし会の実施**

グランシップ県立図書館コーナー「えほんのひろば」でおはなし会を実施します。

### **(3) 地域で子どもを育む取組における読書の普及啓発**

地域で子どもを育む「通学合宿」「放課後子ども教室」「学校支援地域本部」等の取組において、読書ボランティアの活用と様々な読書活動の実施を働きかけます。

## **3 学校における子どもの読書活動の推進**

### **(1) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実**

#### **ア 学校図書館や司書教諭の役割について理解の促進**

管理職研修等を通して、学校図書館及び司書教諭の役割について、学校全体で認識を共有できるように促します。

また、教育計画の中に、学校図書館を活用した教育活動を位置付けることについて理解を促します。

#### **イ 司書教諭が学校図書館を活用した学習を支援する時間の設定**

司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援を行う時間を位置付け、実施されるよう、各学校へ理解を促すとともに実施状況を把握します。

#### **ウ 読書指導の充実**

静岡県読書ガイドブック『本とともだち』や、各学校・公共図書館等が作成したブックリストを選書等に活用し、児童生徒が発達の段階に応じた質の高い本を読むことができるよう促します。

#### **エ 学校図書館の活用**

- ・ 児童生徒の実態に応じて教育活動全体で図書館を活用するよう、学校図書館活用年間授業計画の作成や校内研修等の実施を、研修の機会等を通じて働きかけます。
- ・ 総合教育センターにおいて、学校図書館の活用に関する研修を行い、実践を促します。

## オ 公立図書館・地域等との連携

- ・ 市町における公立図書館・地域等と学校との連携について効果的な事例を収集し、広報紙等で紹介します。
- ・ 定期的な連絡会を実施し、近隣の学校間、公立図書館との連携を進めて、団体貸出等による図書資料の有効活用をするよう働きかけます。
- ・ 「静岡県子ども読書アドバイザー」の役割について周知し、各学校においてアドバイザーが有効に活用されるよう促します。

## (2) 学校図書館等の機能の強化

### ア 学校図書館活用年間計画に基づいた計画的な図書資料等の整備・充実

- ・ 子ども図書研究室の事業や Web サイトを通して、県立中央図書館から新刊情報等を提供し、図書資料の整備を促します。
- ・ 内容が時代に合わなくなった図書の計画的な廃棄、更新を行いつつ、図書購入を図り、図書標準が達成できるよう促します。

### イ 学校図書館のデータベース化

ボランティア等の協力を得ながら、図書資料等のデータベース化を促進するよう、各学校や市町教育委員会に働きかけます。

### ウ 学校図書館状況調査及び独自調査の実施

- ・ 文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」及び独自調査を実施し、現状を把握・分析します。
- ・ 学校図書館自己評価の実施に向けて、内容や方法を検討します。

### エ 学校司書等の配置とその役割の理解の促進

- ・ 学校司書等の配置効果の情報を収集、提供し、その役割や配置の必要性について、未配置の市町教育委員会に理解を促します。(小・中学校)
- ・ 学校図書館に関わる業務の重要性について各学校に再認識を促し、事務職員等が学校図書館担当業務に従事する時間が確保されるよう促します。(県立学校)

### オ 司書教諭及び学校司書等の資質向上

司書教諭や学校司書等がその役割を理解し、専門性を生かすことができるよう、様々な研修を実施し、参加を促します。

### カ 先進事例等の情報の共有化と周知

広報紙「静岡県の学校図書館」「読書県しずおか Book サイト」「ふじのくにゆうゆう net」等から情報を発信し、活用を促します。

## 4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

### (1) 市町立図書館と学校図書館の関係者等の定期的な連絡会等の実施

市町訪問、研修会等を通じて、市町立図書館を中心とした定期的な連絡会の実施を働きかけます。

### (2) 静岡県横断検索システムの整備・拡充

市町立図書館の情報化、WebOPACの公開、県横断検索システムへの参加を働きかけます。

## 5 普及啓発・広報等の推進

### (1) 情報メディア、情報端末を利用した情報提供の拡充

「読書県しずおかBookサイト」「静岡県図書館情報メールマガジン」「ふじのくにゆうゆうnet」等を活用し、県民に対して読書関連情報の提供に努めます。

### (2) 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等の普及啓発

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に関連した読書啓発活動に取り組む学校や図書館等が増加するよう、文書や研修会等を通じて働きかけます。

### (3) 「読書県しずおか」づくり優秀実践校等の表彰

静岡県図書館大会の場で、優秀な読書活動の実践を行っている学校・団体（個人）の県教育長表彰を実施します。

### (4) 読書啓発事業の実施

- ・ 図書館関係者や広く図書館に関心を持つ県民が、読書活動の一層の発展について研修し、交流を深めることを目的とした静岡県図書館大会を実施し、幅広い参加を促します。
- ・ 「読書県しずおか」を全国に情報発信し、県民への読書の普及啓発につながるイベント等の実施を検討します。

### (5) 成長過程に応じた読書ガイドブック（ブックリスト）の配布と活用促進（再掲）

静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』（小学生版・中学生版）、乳幼児向けブックリスト『本とともにだち』（あかちゃん版）を配布し、子どもや保護者に対して子どもの成長過程に応じた本を紹介します。

また、「教職員用の手引き」の作成や、子どもへの読書の普及啓発に資

する研修会等の開催により、ガイドブック（ブックリスト）の活用を促します。

## 6 推進・支援体制の整備等

### (1) 県・市町子ども読書担当者連絡会・研修会の実施

県や市町において、教育委員会又は首長部局の担当者、ブックスタート所管部局職員、ボランティア代表者等が連携して子ども読書活動を推進できるよう、必要に応じて連絡会や研修会を開催します。

### (2) 「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催（再掲）

「静岡県読書活動推進会議」を定期的に行い、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、実効性のある施策を検討します。

### (3) 市町子ども読書活動推進計画改定支援

各市町の「推進計画」の見直しを働きかけるとともに、市町訪問等によって改定作業の支援を行います。

県子ども読書活動推進計画【努力目標（数値目標）一覧】

推進計画全体の達成目標	数値(H29)	実績(H24)
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	80%	小 73.3% 中 69.7% 高 64.6% 特 69.1%

	目標項目	数値(H29)	実績(H24)
1	1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	80%	小 65.3% 中 55.8% 高 40.8% 特 54.1%
2	県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	9冊以上	8.2冊
3	県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども1人当たり)	20冊以上	17.9冊
4	子ども読書アドバイザーの養成人数	200人	164人 (H25)
5	朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合(特別支援学校は、児童生徒等の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数)	小 100% 中 100% 高 90% 特 100%	小 100% 中 100% 高 84.1% 特 97.0%
6	1か月の目標読書冊数	小 8冊以上 中 4冊以上 高 2冊以上	小 6.6冊 中 3.2冊 高 1.9冊
7	図書標準を達成している学校数の割合	80%	小 71.1% 中 44.7%
8	司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合(12学級以上の司書教諭発令校を対象とする)	100%	小 64.6% 中 52.6% 高 29.1% 特 45.0%
9	学校司書等を配置している学校数の割合	小 95% 中 95% 高 95%	小 76.5% 中 77.5% 高 75.8%
10	県内市町立図書館における蔵書横断検索対象館の割合	100%	96% (H25.4)
11	「子ども読書の日」(4月23日)と「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)に関連して読書啓発(図書館利用指導を含む)に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 70% 中 70% 高 60% 特 70% 図 100%	小 58.0% 中 42.8% 高 14.2% 特 39.4% 図 84.2%
12	「読書週間」(10月27日～11月9日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小 100% 中 100% 高 75% 特 90% 図 100%	小 95.1% 中 78.0% 高 54.0% 特 78.8% 図 80.0%
13	「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町数の割合	100%	74.3%

# 参 考 資 料

- 1 文字・活字文化振興法
- 2 子どもの読書活動の推進に関するもの
  - (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律
  - (2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）
- 3 公立図書館に関するもの
  - (1) ユネスコ公共図書館宣言
  - (2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- 4 学校図書館に関するもの
  - (1) 学校図書館法
  - (2) 学校図書館図書標準算定表
  - (3) 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項
- 5 平成 25 年度静岡県読書活動推進会議委員

## 1 文字・活字文化振興法（平成17・7・29公布）

### （目的）

**第1条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### （基本理念）

**第3条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### （国の責務）

**第4条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （関係機関等との連携強化）

**第6条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （地域における文字・活字文化の振興）

**第7条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情

報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （学校教育における言語力の涵養）

**第8条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

### （文字・活字文化の国際交流）

**第9条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

### （学術的出版物の普及）

**第10条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （文字・活字文化の日）

**第11条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

### （財政上の措置等）

**第12条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 子どもの読書活動の推進に関するもの

### (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13・12・12公布）

#### （目的）

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、



もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

**第2条** 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動

推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次基本計画)(平成25・5・17閣議決定)

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第8条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、国会に報告するものである。

### 第1章 はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えた。このことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)が成立した。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(「第一次基本計画」)を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めた。

第二次基本計画期間中においては、図書館法(昭和25年法律第118号)の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。)の

改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）を策定し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行っている。市（特別区を含む。以下同じ。）町村においても、平成23年度末現在、約54%が「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）を策定している。

このように、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる。

このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要なと考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

## 第2章 第二次基本計画期間における取組と課題

### 1. 第二次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

#### （1）家庭・地域における取組

① 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成20年：3,165館、平成23年：3,274館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

② 児童室を有する図書館が増加した（平成20年：1,938館、平成23年：2,059館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

③ 図書館の児童への貸出冊数（年間）が過去最高となった（平成19年度：約1億3,420万冊、平成22年度：約1億7,956万冊）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

④ 図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した（平成20年：9万8千人、平成23年：11万2千人）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

⑤ 子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）導入率（市町村立図書館）が上昇した（平成20年：84.4%、平成23年：87.3%）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

#### （2）学校等における取組

① 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した（平成19年：小学校94.4%（92.3%）、中学校84.1%（92.2%）、高校36.9%（80.8%）、平成24年：小学校96.4%（91.6%）、中学校88.2%（94.5%）、高校40.8%（78.8%））。ただし、（）内は朝の始業前に実施しているもの。（平成19年度及び平成24年度

文部科学省学校図書館の現状に関する調査）

② 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成19年：小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%）。11学級以下の学校でも増加傾向にある（平成19年：小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）

③ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成19年：小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）

④ 「OECD生徒の学習到達度調査」（2009年調査）によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている（2006年調査：15位／57か国・地域、2009年調査：8位／65か国・地域）。

### 2. 第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

#### （1）学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

#### （2）地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」（文部科学省）によると、市町村推進計画の策定率（平成23年度末）は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、市町村別の公立図書館の設置率（平成23年度）も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円（平成22年度）と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

#### （3）学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料（学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。）の整備に関して、学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成状況は、第二次基本計画策定時（平成19年度末）は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約5割にとどまっている。

### 3. 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、

そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

### (1) 「国民読書年」(平成22年)の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進された。

こうした取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月)において、人材育成や環境整備等が提言された。

### (2) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に望ましい基準を改正した。

### (3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。

### (4) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになった。

## 第3章 基本的方針

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動

を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

### 1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

### 2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

### 3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

## 第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

### 1. 推進体制等

#### (1) 国における子どもの読書活動推進体制

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、

子どもの読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す。

あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。

## （2）地域における子どもの読書活動推進体制

推進法第9条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成23年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。

他方、市町村推進計画の策定率は、53.8%（市の策定率は71.1%、町村は38.8%）（平成23年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。

国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。

また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県推進計画又は市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館、民間団体が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援する。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割に鑑み、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが求められる。

## （3）子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援

民間団体が相互に連携・協力を図り、地方公共団体との連携を更に強化することは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。

## 2. 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目

的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

## 第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

### I 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるものである。

#### 2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。

このため、図書館における保護者を対象とした講座や市町村が実施する子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座及び職場における家庭教育に関する講座の開催の促進、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供の促進など、これらの取組を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図る。

さらに、国のホームページなどを活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図る。

加えて、家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」運動が普及しつつあるが、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してこのような取組が実施されることが望まれる。

### II 地域における子どもの読書活動の推進

#### 1. 図書館

##### （1）子どもの読書活動の推進における図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。

さらに、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館におい

て充実させていくことが求められている。

## (2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

### ① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。）に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要である。また、図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。

平成 23 年度現在、ホームページを開設している図書館は 70.7%にとどまっております（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）、全ての図書館において、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### ② 図書館相互や関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国及び地方公共団体は、図書館と関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

### ③ 学校図書館との連携・協力

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。

図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

### ④ ボランティア活動の促進

平成 23 年現在、図書館においてボランティア活動を行う者は、年間延べ 11 万 2,085 人に上り、読み聞かせや代読サービス等の多様なボランティア活動が行われている（平成 23 年度文部科学省社会教育調査）。図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることに鑑み、図書館は、ボランティアの登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

また、各地域において、地域のボランティアを中心に学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力するとともに、必要に応じて、子どもの読書活動に関する

研修の機会を提供することが望ましい。

## (3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

### ① 公立図書館の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

望ましい基準では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館等の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うことなどが規定されている。

「平成 23 年度社会教育調査」（文部科学省）によると、我が国の図書館数は、平成 23 年現在 3,274 館であり、昭和 38 年以降一貫して増加している。地方公共団体ごとの設置率では、都道府県立は 100%、市立は 98.3%であるが、町立は 60.1%、村立は 25.0%と、いまだ町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。また、既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図るよう努める。なお、公民館図書室等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域のボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

都道府県は、とりわけ町村立図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

### ② 図書館の資料、施設等の整備・充実

図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める。

#### ア 図書館資料の整備

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備を図られるよう引き続き努める。

#### イ 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能とするものである。

地方公共団体は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、子どもの読書環境の整備に努める。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイントの拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図る。

## ウ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができる。平成23年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している都道府県立図書館は96.7%、市町村立図書館は90.1%であり、いまだに導入していない図書館も存在する（平成23年度文部科学省社会教育調査）。また、子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は、都道府県立図書館で96.7%、市町村立図書館で87.3%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

## エ 子どもの利用のためのスペース等の整備

平成23年現在、児童室を設置している図書館の割合は62.9%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子どもの利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促す。

## オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、平成23年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は92.4%に上るものの、録音図書を所有する図書館は17.6%、点字図書を所有する図書館は34.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は47.0%にとどまっている。このため、図書館においては、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

## カ 運営の状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者により充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。

## ③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

### ア 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性や、その役割の重要性について改めて周

知を図り、積極的な配置を促す。

### イ 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2. その他

### (1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出しなど、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、地方公共団体は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

## Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1. 幼稚園・保育所等

#### (1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等

を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。

## (2) 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。また、幼稚園、保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

## 2. 小学校・中学校・高等学校等

### (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法(昭和22年法律第26号)においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されている。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

### (2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

#### ① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、

○既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動

○学校において推薦図書コーナーを設けること

○児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること

等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していく。

また、各学校においては、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請される。このような認識を学校全体で共有し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を推進する。

各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

#### ② 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促す。

#### ③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。例えば、近年、各地域において実施されている「学校支援地域本部」は、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組であるが、この取組は、学校図書館等の支援を通じて児童生徒の読書活動の推進に資する一例である。

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によれば、平成24年5月現在、小学校の81.2%、中学校の27.2%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、「ストーリーテリング」活動、学校図書館に関する広報活

動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図る。

### (3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されている。

#### ① 学校図書館の資料、施設等の整備・充実

##### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このため、文部科学省において、平成 24 年度から 28 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約 200 億円、5 年間で総額約 1,000 億円の地方交付税措置が講じられている。

学校図書館図書標準の達成が十分でない状況（平成 23 年度末：小学校 56.8%、中学校 47.5%）を踏まえ、地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、新たな「学校図書館図書整備 5 か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約 15 億円、総額約 75 億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成 24 年 5 月現在、小学校で約 24.5%、中学校で約 19%であり（平成 24 年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。

なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

##### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新 増築を行う際や余裕教室等を学

校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

「平成 24 年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成 24 年 5 月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で 38.7%、中学校で 35.5%、高等学校で 69.1%である。また、児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で 92.3%、中学校で 89.5%、高等学校で 86.7%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で 64.1%、中学校で 65.1%、高等学校で 87.2%である。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、学校図書館への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

#### ② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

##### ア 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第 5 条及び附則第 2 項の規定により、平成 15 年度以降、12 学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされているが、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を



果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。地方公共団体は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

#### IV 民間団体の活動に対する支援

##### 1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧）。

##### 2. 民間団体の活動に対する支援

国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。

また、地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

#### V 普及啓発活動

##### 1. 普及啓発活動の推進

###### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及

#### 啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

##### (2) 各種情報の収集・提供

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦（ビブリオバトル）及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。

近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦（ビブリオバトル）が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている。また、書評合戦（ビブリオバトル）とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。

このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

##### 2. 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

###### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。

###### (2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22法第164号）第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福

祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

### 3 公立図書館に関するもの

#### (1) ユネスコ公共図書館宣言

(平成6年(1994)11月採択)

社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

#### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

#### 公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるように

する。

7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

#### 財政、法令、ネットワーク

\* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

\* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

\* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

#### 運営と管理

\* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

\* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

\* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

\* 図書館サービスは、農村と都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

\* 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを実行するために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

\* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

#### 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言の表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟（IFLA）の協力のもとに起草された。

## (2) 図書館の設置及び運営上の望ましい

### 基準

(平成 13・7・18 告示・平成 24・12・19 改正)

#### 第一 総則

##### 一 趣旨

1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

##### 二 設置の基本

1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

##### 三 運営の基本

1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供

すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

### (二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

### (五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様

な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

### (六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

## 4 職員

### (一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実に努めるため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

### (二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職

員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

### 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

### 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

### 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

### 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

### 四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

## 4 学校図書館に関するもの

### (1) 学校図書館法

(昭和28年8月8日公布 平成19年6月27日最終改正)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図

るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

### (2) 学校図書館図書標準算定表

(平成5年3月制定)

ア.小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3	3,520
4	4,040
5	4,560
6	5,080
7	5,560
8	6,040
9	6,520
10	7,000
11	7,480
12	7,960
13	8,360
14	8,760
15	9,160
16	9,560
17	9,960
18	10,360
19	10,560
20	10,760
21	10,960
22	11,160
23	11,360
24	11,560
25	11,760
26	11,960
27	12,160
28	12,360
29	12,560
30	12,760

イ.中学校

学級数	蔵書冊数
1	4,800
2	4,800
3	5,440
4	6,080
5	6,720
6	7,360
7	7,920
8	8,480
9	9,040
10	9,600
11	10,160
12	10,720
13	11,200
14	11,680
15	12,160
16	12,640
17	13,120
18	13,600
19	13,920
20	14,240
21	14,560
22	14,880
23	15,200
24	15,520
25	15,840
26	16,160
27	16,480
28	16,800
29	17,120
30	17,440

### (3) 学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項

・小・中学校版（平成23年2月県教委作成）

平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となった。学校図書館法改正の主旨について「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、（中略）学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特にこれからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」と示されており、各学校においては、このことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するこ

と」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

については、学校図書館の充実が図られ適切な指導が行われるよう、学校図書館の機能や司書教諭の職務の重要性等に関する周知や司書教諭の資質の向上に一層努めていく必要がある。

### 1 学校図書館の機能

これからの学校図書館には、以下の機能が求められている。

- (1) 児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- (2) 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能
- (3) 各教科等の授業を改善し、充実させる上での「教員のサポート機能」や子どもたちの「心の居場所」としての学校図書館、また地域・家庭における読書活動の支援などの機能  
(「これからの学校図書館の活用の在り方について(報告)平成21年3月子どもの読書サポーターズ会議」以下「サポーターズ会議報告」とするより)

### 2 授業における学校図書館の活用の拡大

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改訂された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと(第5号)」が新たに規定された。

また、指導要領が改訂され、各教科において言語活動の充実が求められるようになった。言語活動を支える条件の一つとして、中央教育審議会答申(平成20年1月)では、「学校図書館の活用や学校における言語環境の整備の重要性」を取り上げ、「言語に関する能力の育成に当たっては、辞書、新聞の活用や図書館の利用などについて指導し、子どもたちがこれらを通して更に情報を得、思考を深めることが重要である。また、様々なメディアの働きを理解し、適切に利用する能力を高めることも必要である。」としている。さらに、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

### 3 学校の配慮事項

学校図書館の機能の充実を図るためには、学校における配慮が必要である。

#### (1) 司書教諭の職務の明確化

##### ア 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法第5条では「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」また、「前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。

#### イ 司書教諭の職務

「司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う」(「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」平成20年3月11日閣議決定、以下「読書活動推進計画」とする)とあるが、2で述べたように授業における学校図書館の活用が求められる中、司書教諭には学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすことが強く求められるようになっている。例えば、「サポーターズ会議報告」では、「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を司書教諭の役割としている。

#### (2) 校内体制の整備

##### ア 教職員の協力体制の確立と共通理解

##### (ア) 学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を構成員とした「学校図書館部」を置いて、学校図書館の活性化を図る。

##### (イ) 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修を実施することを通して、司書教諭の役割、学校図書館の機能についての共通理解を図る。

#### イ 司書教諭の職務に専念できる時間の保障

可能な範囲で司書教諭としての職務に専念する時間を確保(授業時間の軽減)できるよう配慮する。

##### (例)

- ・ 司書教諭が読書指導や利用指導などを行う「図書の時間」を設けるなどして、教育課程において学校図書館活用の時間を位置付ける。
- ・ 司書教諭が調べ学習など学校図書館の機能を活用した授業を支援するティームティーチングの時間を教育課程に位置づける。
- ・ 学校図書館の資料を活用した授業を行う教員のサポートする時間を確保する。

#### ウ 他の校務分掌の軽減

学校図書館の機能を充実させるには司書教諭の役割は多く、業務は多岐に渡るため、可能な範囲で司書教諭の職務に専念できるよう校務分掌の軽減を図る。

#### エ 司書教諭研修会等への積極的参加

県・市町主催や教育研究会主催の研修会、図書館大会等への積極的な参加を促す。

#### 4 学校図書館の充実に向けた取組

学校図書館の機能の充実を図るために、各校の実態に応じて工夫した取組が望まれる。

##### (例)

##### ・ 学校図書館図書資料の整備・充実

地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備を図り、図書標準が達成されるように努める。また、児童(生徒)にとって適切な情報が発信できるよう、計画的な図書の廃棄及び更新を進める。

##### ・ 地域との連携

保護者や地域住民によるボランティア、読書アドバイザー(県読書アドバイザー養成講座修了生)の協力を得て、図書館活動の活性化を図



るように努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。また、寄付などにより、蔵書の充実も考えられる。

資料の借用や公共図書館司書の授業等での活用ができるよう、学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

- ・ 情報化の推進

蔵書のデータベース化や校内 LAN の整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター化に努める。

## ・ 県立学校版（平成 23 年 2 月県教委作成）

平成 9 年 6 月、学校図書館法が改正され、平成 15 年度から、12 学級以上の学校において司書教諭が必置となった。学校図書館法改正の主旨について「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、(中略) 学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特にこれからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」と示されており、各学校においては、このことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

ついでには、学校図書館の充実が図られ適切な指導が行われるよう、学校図書館の機能や司書教諭の職務の重要性等に関する周知や司書教諭の資質の向上に一層努めていく必要がある。

### 1 学校図書館の機能

これからの学校図書館には、以下の機能が求められている。

- (1) 児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- (2) 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能
- (3) 各教科等の授業を改善し、充実させる上での「教員のサポート機能」や子どもたちの「心の居場所」としての学校図書館、また地域・家庭における読書活動の支援などの機能（「これからの学校図書館の活用の在り方について（報告）平成 21 年 3 月子ども読書サポーターズ会議」以下「サポーターズ会議報告」とするより）

### 2 授業における学校図書館の活用の拡大

新しい教育基本法の理念を受けて、平成 19 年 6 月に改訂された学校教育法第 21 条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと（第 5 号）」が新たに

規定された。

また、学習指導要領が改訂され、各教科において言語活動の充実が求められるようになった。言語活動を支える条件の一つとして、中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）では、「学校図書館の活用や学校における言語環境の整備の重要性」を取り上げ、「言語に関する能力の育成に当たっては、辞書、新聞の活用や図書館の利用などについて指導し、子どもたちがこれを通して更に情報を得、思考を深めることが重要である。また、様々なメディアの働きを理解し、適切に利用する能力を高めることも必要である。」としている。さらに、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

### 3 学校の配慮事項

学校図書館の機能の充実を図るためには、学校における配慮が必要である。

#### (1) 司書教諭の職務の明確化

##### ア 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法第 5 条では「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」また、「前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。

##### イ 司書教諭の職務

「司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う」（「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」平成 20 年 3 月 11 日閣議決定、以下「読書活動推進計画」とする）とあるが、2 で述べたように授業における学校図書館の活用が求められる中、司書教諭には学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすことが強く求められるようになってきている。例えば、「サポーターズ会議報告」では、「情報活用能力に関する児童生徒への指導」「学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」等を司書教諭の役割としている。

#### (2) 校内体制の整備

##### ア 教職員の協力体制の確立と共通理解

##### (ア) 学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を構成員とした「学校図書館部」を置いて、学校図書館の活性化を図る。

(イ) 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修を実施することを通して、司書教諭の役割、学校図書館の機能についての共通理解を図る。

##### イ 他の校務分掌上の配慮

学校図書館の機能を充実させるには司書教諭の役割は多く、業務は多岐に渡るため、可能な

範囲で司書教諭の職務に専念できるよう校務分掌上の配慮に努める。

- ウ 司書教諭研修会等への積極的参加  
県・市町主催や教育研究会主催の研修会、図書館大会等への積極的な参加を促す。

#### 4 学校図書館の充実に向けた取組

学校図書館の機能の充実を図るために、各校の実態に応じて工夫した取組が望まれる。

(例)

- ・学校図書館図書資料の整備・充実  
地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備を図り、図書標準が達成されるように努める。また、児童（生徒）にとって適切な情報が発信できるよう、計画的な図書の廃棄及び更新を進める。
- ・地域との連携  
保護者や地域住民によるボランティア、読書アドバイザー（県読書アドバイザー養成講座修了生）の協力を得て、図書館活動の活性化を図るように努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。また、寄付などにより、蔵書の充実も考えられる。資料の借用や公共図書館司書の授業等での活用ができるよう、学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。
- ・情報化の推進  
蔵書のデータベース化や校内 LAN の整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター化に努める。

## 平成25年度静岡県読書活動推進会議委員

	氏名	役職	所 属	備 考
1	林 左和子	教授	静岡文化芸術大学文化政策学部 (静岡県図書館情報学教育研究会)	委員長 学識経験者
2	谷野 純夫	館長	県立中央図書館	公立図書館
3	棚橋 一之	校長	県立引佐高等学校 (静岡県高等学校図書館研究会長)	学校(高校)
4	岡田 克彦	校長	静岡市立清水辻小学校 (静岡県教育研究会学校図書館部長)	学校(小・中学校)
5	粕谷 泰以	校長	静岡視覚特別支援学校	学校(特別支援教育)
6	大村 千容子	園長	静岡市立大谷幼稚園	保育園・幼稚園
7	大野 晴己	代表取締役	株式会社 はあもにい	学識経験者
8	掛井 一也	編集局 文化生活部長	株式会社 静岡新聞社	民間(マスコミ)
9	林 のぶ	理事	静岡県読書推進運動協議会	民間(読書推進)
10	勝山 高	副会長	静岡県読み聞かせネットワーク	民間(読書推進)
11	吉見 光太郎	理事	静岡県書店商業組合	民間(書店)
12	山田 文子	課長	県教育委員会社会教育課	行政(社会教育)

(敬称略 役職等は委員委嘱時)

静岡県子ども読書活動推進計画 - 第二次中期計画 -

平成 26 年 3 月

静岡県教育委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電 話 054-221-3160 (社会教育課)

F A X 054-221-3362

E-mail [kyoui\\_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp)